

探偵業に関する事務取扱い要領の制定について

平成 28 年 4 月 1 日
例規（風）第 18 号
警 察 本 部 長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

探偵業に関する事務取扱い要領

第 1 趣旨

この要領は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和 36 年千葉県公安委員会規程第 4 号。）第 6 条の規定により、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号。以下「府令」という。）に定められた公安委員会の事務の処理方法等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 事務取扱い要領

1 開始届出書受理時の措置

- (1) 署長は、探偵業を営もうとする者から探偵業開始届出書（府令別記様式第 1 号。以下「開始届出書」という。）を受理したときは、探偵業届出（申請）受理報告書（別記第 1 号様式。以下「受理報告書」という。）により添付書類を確認するものとする。
- (2) 開始届出書を受理した署長は、生活安全部風俗保安課長（以下「主管課長」という。）に連絡の上、受理番号の指定を受け、当該届出をした者に探偵業届出証明書（府令別記様式第 4 号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。この場合において、署長は探偵業事務処理簿（別記第 2 号様式。以下「事務処理簿」という。）及び探偵業関係手数料徴収簿（別記第 3 号様式。以下「手数料徴収簿」という。）に必要事項を記載の上、探偵業者台帳（別記第 4 号様式。以下「台帳」という。）を作成するものとする。
- (3) 前（2）の連絡を受けた主管課長は、探偵業届出（申請）受理簿（別記第 5 号様式。以下「届出受理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。
- (4) 署長は、探偵業を営もうとする者が個人である場合は、その個人（未成年者のときは、法定代理人を含む。）、法人である場合は、その法人の役員に係る欠格事由について、探偵業者身上調査表（別記第 6 号様式。以下「身上調査表」という。）により調査するものとする。
- (5) 署長は、前（4）の調査が終了したときは、探偵業届出（申請）受理調査報告書（別記第 7 号様式。以下「受理調査報告書」という。）に当該届出に係る添付書類を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。
- (6) 本部長は、前（5）の受理調査報告書を確認し、欠格事由に該当する者を認めたときは、公安委員会に法第 15 条第 2 項の規定による営業の廃止を上申するものとする。

する。

なお、当該上申は次記 9（2）イに準じるものとする。

2 廃止届出書受理時の措置

- (1) 署長は、探偵業廃止届出書（府令別記様式第 2 号。以下「廃止届出書」という。）を受理したときは、受理報告書により添付書類を確認するものとする。
- (2) 廃止届出書を受理した署長は、主管課長に連絡の上、受理番号の指定を受け、事務処理簿及び台帳に必要事項を記載するとともに、受理調査報告書に当該届出に係る添付書類を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。
- (3) 前（2）の連絡を受けた主管課長は、届出受理簿に必要事項を記載するものとする。

3 変更届出書受理時の措置

- (1) 署長は、探偵業変更届出書（府令別記様式第 3 号。以下「変更届出書」という。）を受理したときは、受理報告書により添付書類を確認するものとする。
- (2) 変更届出書を受理した署長は、主管課長に連絡の上、受理番号の指定を受け、当該届出をした者に証明書を交付するものとする。この場合において、署長は事務処理簿、手数料徴収簿及び台帳に必要事項を記載するものとする。
- (3) 前（2）の連絡を受けた主管課長は、届出受理簿に必要事項を記載するものとする。
- (4) 署長は、当該届出に係る変更について欠格事由の調査が必要であると認めるときは、身上調査表により調査するものとする。この場合において、身上調査表による調査が終了したときは、受理調査報告書に当該届出に係る添付書類を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。
- (5) 本部長は、前（4）の受理調査報告書を確認し、欠格事由に該当する者を認めるときは、公安委員会に法第 15 条第 2 項の規定による営業の廃止を上申するものとする。

なお、当該上申は次記 9（2）イに準じるものとする。

4 再交付申請書受理時の措置

- (1) 署長は、探偵業届出証明書再交付申請書（府令別記様式第 5 号。以下「再交付申請書」という。）を受理したときは、当該申請に係る探偵業者が既に探偵業の開始の届出をしていることを確認するものとする。
- (2) 再交付申請書を受理した署長は、主管課長に連絡の上、受理番号の指定を受け、当該申請をした者に証明書を交付するものとする。この場合において、当該署長は、事務処理簿、手数料徴収簿及び台帳に必要事項を記載するほか、受理調査報告書に再交付申請書を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。
- (3) 前（2）の連絡を受けた主管課長は、届出受理簿に必要事項を記載するものとする。

5 返納書受理時の措置

- (1) 署長は、探偵業届出証明書返納書（別記第 8 号様式。以下「返納書」という。）を受理したときは、受理報告書により添付書類を確認するものとする。
- (2) 返納書を受理した署長は、主管課長に連絡の上、受理番号の指定を受け、事務処

理簿及び台帳に必要事項を記載するほか、受理調査報告書に当該返納書及び返納を受けた証明書を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。

(3) 前(2)の連絡を受けた主管課長は、届出受理簿に必要事項を記載するものとする。

6 手数料の徴収

手数料は、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)別表第1に掲げる額を徴収するものとする。

なお、この場合における手数料は、千葉県収入証紙規則(昭和33年千葉県規則第12号)に基づき千葉県収入証紙により納付させ、受納後は確実に消印しなければならない。

7 証明書の保管管理

署の副署長又は次長は、証明書を千葉県公安委員会公印規程(平成19年千葉県公安委員会規程第6号)第6条の規定により、適正に管理しなければならない。

8 立入検査

署長は、探偵業者の営業所に立入検査を実施したときは、立入検査実施結果報告書(別記第9号様式)を作成し、その写しを主管課長に送付するとともに、台帳の行政処分等の欄に立入検査の実施結果を記載するものとする。

9 行政処分の上申

(1) 指示処分の手続

ア 署長は、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、探偵業者等の供述録取書、その他関係記録を添えて、行政処分上申書(甲)(別記第10号様式)により主管課長を経由し本部長に上申するものとする。

イ 本部長は、前アの上申について、指示処分を行う必要があると認めるときは、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)に基づき、弁明の機会を付与するものとする。

ウ 本部長は、前イの結果、指示処分相当と認めるときは、指示書(別記第11号様式)を作成した上で、指示指令書(別記第12号様式)、受領書(別記第13号様式)及び行政不服審査手続に関する規則(平成28年千葉県公安委員会規則第2号)に規定する別記教示文を添えて、上申を行った署長に送付するものとする。

エ 署長は、被処分者である探偵業者に指示書及び教示文を交付し、受領書を徴して、主管課長を経由し本部長に送付するほか、指示処分の結果を台帳に記載するものとする。

(2) 営業の停止又は廃止命令の手続

ア 署長は、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるときは、探偵業者等の供述録取書、その他関係記録を添えて、行政処分上申書(甲)により主管課長を経由し本部長に上申するものとする。

イ 本部長は、前アの上申について、探偵業の営業停止命令又は営業廃止命令を行

う必要があると認めるときは、行政処分上申書（乙）（別記第14号様式）により公安委員会に上申するものとする。

ウ 本部長は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき実施した聴聞の結果を、行政処分伺書（別記第15号様式）により公安委員会に報告するものとする。

エ 本部長は、公安委員会の決定に基づき、営業停止命令の場合は、営業停止命令書（別記第16号様式）を、営業廃止命令の場合は、営業廃止命令書（別記第17号様式）を作成し、受領書及び教示文を添えて、上申を行った署長に送付するものとする。

オ 署長は、探偵業者に営業停止命令書又は営業廃止命令書及び教示文を交付し、その受領書を徴して、主管課長を経由し本部長に送付するほか、行政処分の結果を台帳に記載するものとする。

10 報告

(1) 署長は、探偵業者等が関係する犯罪等を認知したときは、主管課長に連絡の上、探偵業者等による犯罪（別記第18号様式）を作成し、その写しを主管課長に送付するものとする。

(2) 署長は、月ごとに、徴収した手数料について探偵業手数料徴収状況月報（別記第19号様式）により速やかに主管課長に報告するものとする。

11 書類の保管等

(1) 届出書及び申請書は、探偵業者ごとに編冊し、原則として開始届出の順に保管しておくものとする。

(2) 届出書等の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

ア 開始届出書、変更届出書、再交付申請書 累年（当該探偵業者に係る廃止届出書を受領した場合は、廃止の届出の日から起算して5年）

イ 行政処分関係書類 5年

ウ 廃止届出書 1年

以下様式省略

